令和2年第9回 鞍手町農業委員会総会議事録

注:発言の内容についてはその要旨を記載しています この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●で消しています

■開催日時

令和2年9月11日(金曜日) 午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 第2会議室

■出席委員 12名

 ① 栗田美和
 ② 栗田英洋
 ③ 筒井浩一
 ④ 石田祐二

 ⑤ 福本平
 ⑥ 花田貴志
 ⑦ 幸田剛
 ⑧ 白石信幸

 ⑨ 安永洋一
 ⑩ 小長光隆
 ⑪ 田中勉
 ⑫ 遠藤幸男

③会長 相葉富雄

■欠席委員 1名

⑦ 幸田剛

■農業委員会事務局

事務局長 筒井英和 · 係長 中勇一郎

■議案目次

議案第25号	号農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第26号	景農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第27号	景農用地利用集積計画(所有権移転)	1件
報告	非農地証明願い	1件
報告	農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約	3件
その他		

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和2年第9回鞍手町農業委員会を 開催いたします。

本日の出席人員は12名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は6番の花田委員と8番の白石委員の2名を指名いたします。

議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及び その他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第25号から第27号の 朗読)

以上が本日の議題であります。

続きまして、報告といたしまして非農地証明願いが1件、農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約が3件ございます。

非農地証明願いにつきましては、農地第二分科会で現地調査実施後に審査の結果承認することといたしましたので報告いたします。内容につきましては本日配布しました資料の9ページから10ページにありますので省略させていただきます。

次に農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約につきまして3件を報告いたします。配布しました資料11ページから12ページのとおり、●●様、●●様より農地法第18条6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

最後に来月の日程でございますが、農地第二分科会を令和2年10月8日の木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和2年10月9日の金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会 長 それでは議案審議に移ります。

~ 各議案ごとの議事録は別紙 ~

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。 なにかご意見等はありませんでしょうか。

> ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

> > 議事録署名委員 花田貴志 白石信幸

公 諾力	令和2年第9回鞍手町農業委員会総会			日時	令和2年9月11日			
会議名				場所	鞍手町役場 第2会議室			
出席者	1	栗田 美和	2	栗田	英洋	3	筒井 浩一	
	4	石田 祐二	5	福本	平	6	花田 貴志	
	7	幸田 剛	8	白石	信幸	9	安永 洋一	
	10	小長光 隆	11	田中	勉	12	遠藤 幸男	
	会長	相葉 富雄						
会 長	議案第25号は農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。							
事務局長	議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について1件。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字上木月●●●番外、計7筆、登記、現況地目は田。面積合計7,668 ㎡。 申請理由は贈与による所有権移転です。 譲受人の耕作面積は7,668㎡で下限面積は満たしています。農作業従事者は2名、 農機具等は完備され営農されることとなっており許可要件を満たすと考えます。 以上で説明を終ります。							
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審 査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。							
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について1件。上記の議案について9月10日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。 以上報告いたします。令和2年9月11日、農地部会長小長光隆。							
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。							
	(質疑・質問なし)							
会 長		質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議 はありませんか。						
	(「異議なし」の声あり)							
会 長	ご異議がないようですので、議案第25号は全員の賛成により申請どおり許可することと いたします。							

	令和2年第9回鞍手町農業委員会総会			日時	令和2年9月11日				
会議名				場所	鞍手町役場 第2会議室				
	1	栗田 美和	2	栗田	英洋	3	筒井 浩一		
出席者	4	石田 祐二	5	福本	並	6	花田 貴志		
	7	幸田 剛	8	白石	信幸	9	安永 洋一		
	10	小長光 隆	11	田中	勉	12	遠藤 幸男		
	会長	相葉 富雄							
会 長		議案第26号は農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。							
事務局長	護申面転農満水資おまより開発を表別のでは、これの	議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。 譲受人 ●●●●、譲渡人 ●●●●、●●●●。 申請農地は大字中山●●番外、計2筆、登記地目、現況地目はともに田。 面積合計889㎡。 転用目的は自己住宅1件及び借家4棟の建築であります。 農地区分は、都市計画法に規定する用途地域のため第3種農地であり、立地基準は満たしております。令和2年11月着工、令和3年8月末完成予定です。 水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。 資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。 お手元の議案2ページに利用計画図等を添付していますが面積も妥当だと考えます。 また、9月10日に会長、農地部会長、各分科会長、農地第二分科会委員、事務局により現地調査を行い、周辺農地等への支障はないと判断しています。 以上で説明を終ります。							
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。								
農地部会長	件。上 承認。	はい。議案審査報告、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について1件。上記の議案について9月10日農地第二分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。 以上報告いたします。令和2年9月11日、農地部会長 小長光隆。							
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。								
	(質疑・質問なし)								
会 長		質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議 はありませんか。							
		(「異議なし」の声あり)							
会 長		ご異議がないようですので、議案第26号は全員の賛成により申請どおり承認すること に決定しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたしま す。							

∧	令和2年第9回鞍手町農業委員会総会			日時	令和2年9月11日			
会議名				場所	鞍手町役場 第2会議室			
出席者	1	栗田 美和	2	栗田	英洋	3	筒井	上 浩一
	4	石田 祐二	5	福本	平	6	花田	貴志
	7	幸田 剛	8	白石	信幸	9	安永	〈 洋一
	10	小長光 隆	11	田中	勉	12	遠蔣	秦 幸男
	会長	相葉 富雄						
会 長	議案第27号は農用地利用集積計画(所有権移転)についてです。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。							
事務局長	議案第27号、農用地利用集積計画(所有権移転)について1件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。 こちらは、農地売買等事業を利用した所有権移転となり、お手元の議案8ページに各筆明細を記載しております。 譲受人 福岡県農業振興推進機構、譲渡人 ●●●●。 申請農地は大字木月●●番外、計3筆、登記、現況地目は田。面積合計3,923㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終ります。							
会 長	本件については、農地第二分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。							
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第27号、農用地利用集積計画(所有権移転)について1件。上記の議案について9月10日農地第二分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。 以上報告いたします。令和2年9月11日、農地部会長 小長光隆。							
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。							
	(質疑・質問なし)							
会 長		質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議 はありませんか。						
	(「異議なし」の声あり)							
会 長		ご異議がないようですので、議案第27号は全員の賛成により申請どおり承認すること に決定しました。このことを町長へ報告いたします。						